

判例タイムズ

昭和25年9月8日第3種郵便物認可 昭和44年2月15日発行 第20巻第2号通巻第228号(毎月1回15日発行)

〈巻頭言〉 画家にまなぶ (伊東秀郎)
〈春風秋風〉 法曹界の若き友人のために (近藤繪二)

再び可罰的違法性の理論についてH大野平吉.....4
行為主義と人格責任論H大谷 爽.....13

研究会 借地非訟事件の諸問題 <第四回> (土地価格・借地権価格の評価)
(珍田竜哉・鐘ヶ江晴夫・石川 明・遠藤 浩・安岡満彦・西村宏一・ほか).....21

民事法の理論と実務① 詐害行為成立に関する試論畑 郁 夫.....42
——目的的行為概念を念頭に——
刑事法の理論と実務① 事件単位の原則について豊 田 健.....46
ローゼンベルク 証明責任論26倉田卓次 訳.....52

★海外の新思潮 プノフ「刑法的行為概念の発展」(内田文昭).....57

新判例評釈 <5件>
⑥貸借終了後いわゆる権利金の返還を請求できないとされた事例(田尾桃二).....63 ⑩1. 診療担当者の社会保険診療報酬支払基金に対する将来の診療報酬債権の差押の可否 2. 継続収入の債権に対する差押えにつき配当要求がなされた場合に差押えの範囲は拡張されるか(上谷 清).....67 ⑩定期預金の預金者の判定(島谷六郎).....71 ⑩夫婦別居を強いる転勤命令と権利濫用成立の可否(山口浩一郎).....76 ⑩有価証券偽造罪の成否(岡村治信).....79

.....実務家の手帖から15(千葉 裕).....84
——法廷における傍聴人のメモの作成について——

判例紹介 細目次

民事判例・解説<42件> 下級審判決例<46件>
刑事判例・解説<11件> 家庭関係裁判例<17件>

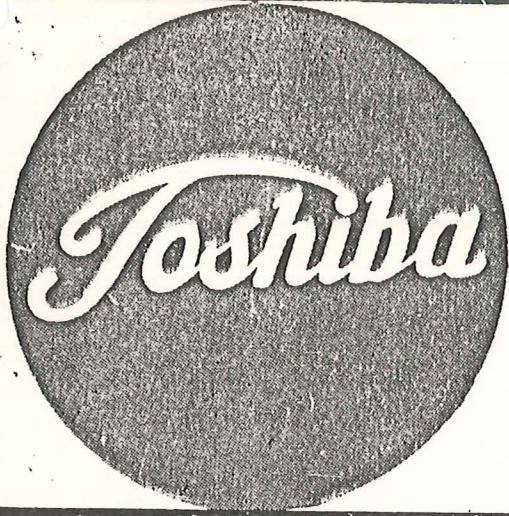
- ▽特 (1) 新宿騒擾事件のフィルム押収をめぐる決定例 (その1/東京地決43.11.22 その2/東京地決43.11.26 付/特別抗告申立書).....246
- 報 (2) 公務員の地位利用と斡旋収賄罪(最高二小決43.10.15).....260
- △ (3) いわゆるサラリーマン減税事件控訴審判決(札幌高判43.12.12).....261
- (4) いわゆる北島丸事件控訴審判決(札幌高判43.12.19).....264
- (5) 北朝鮮創建20周年記念祝賀団再入国不許可処分取消事件控訴審判決(東京高判43.12.18).....266

.....<あとがき>.....表3

228

'69-2

日産自動車株式会社



東芝

東京芝浦電気株式会社
東京都千代田区内幸町1の1
電話(501)5411 大代表



小野田セメント株式会社

法廷における傍聴人のメモ作成について

千 葉 裕 (判事・最高裁判調査)

傍聴人がメモをとろうとする場合、裁判所としてどのように対処すべきかの問題は、民事の法廷においても問題となることであろうが、本稿においては特に刑事の公判廷を念頭に置いて考えてみたい。そしてここで傍聴人というのは、報道機関の關係者を除いたその余の一般傍聴人を指すことにしたい。報道機関がする写真撮影、テレビ、録音テープなどの問題については相当の議論がなされ、刑訴規則二二五条も存在するのであるが、一般傍聴人のメモ作成については、平野教授の刑事訴訟法一六六頁のほかに、特にこれを論じたものがみあたらないので、未熟な私見を呈示し各位の御教示を頂きたいと思うのである。

一 メモをとろうとする傍聴人の種別による区分が第一に考えられる。

(イ) 私服の警察官、公安官、会社の人事労働関係担当者などのメモ作成がいわゆる公安労働事件の被告人側によつて異議を申立てられ、「書いた」「書かない」とか「出せ」「出さぬ」とかで争われる例が最も多いように思われる。(ロ) 逆に労働組合員、労働組合書記など公安労働事件の被告人側にくみするもののメモ作成も問題となるわけである。(ハ) 第三者として、作家、評論家あるいは法学部学生などがそれぞれの立場で法廷の様相をメモしようとする事例もしばしば生ずる。(ニ) そのほか事件の被害者、被告人の親族、友人などが類型的に考えられるが、以上の種別に含まれない傍聴人がメモをとる

うとすることも当然あり得る。
2 第二にメモ作成が問題となる段階によつて区分することもできる。
(イ) 先ず法廷が開かれる前あるいは開廷直後に、メモをとろうとする者が許可を求めて来ることもある。このようにあらかじめメモ作成の許可を求めて来るのは、前記した作家や学生など第三者に多いようである。(ロ) 開廷後にメモ作成中、他の者によつてそれが現認され問題となる例が最も多いであろう。これは前記(イ)のような事例が多いと思われるが、そのほか廷吏の注意により問題となることもある。裁判官が直接知覚することもあろう。(ハ) またメモ作成中は特に問題にならず、作成後にそのことが問題となり、開廷中あるいは開廷後に紛争が生ずることもある。

以上のように多種多様な傍聴人によるメモ作成が法廷を中心とした各段階において問題となり得るのであるが、これに対する裁判所側の従来の態度をふり返つてみよう。この点については、傍聴人規則のようなものを法廷の入口付近に掲示し、裁判長あるいは裁判官の許可なしに次のことをしてはならない。これに違反すれば退廷命令をうけたり制裁をうけたりすることがある。」と前置して、禁止されるいくつかの事項を掲げ、その中に「メモをとること」をも含めている裁判所が多いようである。東

京地裁もそうである。右のように傍聴規則を掲示することはほとんどすべての裁判所で行われていることであるが、その内容はまちまちであり、右のようなメモ作成の禁止事項はもうけず、裁判所傍聴規則(昭和二十七年最高裁判規則二二五)第三条の内容程度の条項しか掲記していない裁判所も多いようである。

右のようにメモの禁止事項を傍聴規則に掲記してある裁判所においても、実際上どのような場合に許可し、どの場合に許可しない方針をとるか運用については各裁判官によりまちまちのようである。また右のような禁止事項を掲記していない裁判所においてもメモ作成をすべて許しているわけではなく、やはり各裁判官により寛厳まちまちの運用がなされているようである。ただ私のこれまで見聞した範囲内においては、どちらかといえば、メモの作成は一切禁止これを許可しないという方針をとる裁判所が多いようであり、廷吏もその線でメモ作成をすべて禁止しているところが多いようである。

私はメモ作成をすべて禁止するという方針に疑問を持つ。前掲した平野教授の刑事訴訟法一六六頁には、「裁判の報道は、裁判の公開、法廷の秩序および報道の自由の三つの面から考えなければならぬ。裁判が公開される以上、言語による報道は、報道の自由の原

則の適用として当然に許され、裁判所は、これを禁止することはできない。その報道の準備活動も、法廷の秩序を乱さない限り、これを禁ずることはできない。報道関係者だけでなく一般の傍聴人についても同様で、裁判長は、法廷の秩序を乱さないかぎり傍聴人がノートをとることを禁止できない(不正確にノートされるおそれがあるという理由で禁止するのは不当である)。と述べられているが、私も同様を考える。メモ作成は、裁判公開の原則(憲法三七条一項、八二条一項)に必然的に伴うものとはいえないかも知れないが、その原則の趣旨に照らし、それが法廷の秩序を乱すとか裁判に支障を来たすとかの事由がないかぎり、これを自由に認めてならざし支えないのではないかと思われ。

法廷の秩序維持については、刑訴法二八八条二項、裁判所法七一条、法廷等の秩序維持に関する法律等の関係法条があり、また、特定の傍聴人が被告人、証人等の供述に影響を与えるような場合に備えた刑訴規則二〇二条の規定がある。メモ作成についても、その態度、方法、被告人、証人らとの関係等の諸点からして、右各法条の適用をする必要があると認められる場合は、それぞれの処置がとられるべきこと当然であるが、これらの規定の適用をするまでもないような平穏なメモ作成まですべてこれを禁ずべき理由はないと思うのである。テレビや写真撮影、録音などと異なり、メモ作成は、それ自体が直ちに法廷の静肅を乱すものとは考えられない。

メモをとることを許せば審理の内容が誤り伝えられるとか、そのメモが悪用されることかほかよくいわれることであるが、このことは程度の差こそあれ報道機関のするメモ作成(これは異論なく許容されており、その故に本稿でも対象外としたのである)についても同じことが考えられるのであり、また全くのメモなしの傍聴にしてもその傍聴体験が他人に(話や文章で)伝えられる場合、同じように誤られ歪曲されるおそれがあるのである。結局これらの誤報などの問題は、裁判が公開されている以上やむを得ないことからであり、これをもつてメモの全面的禁止の理由とはし得ないと思える。これらの場合に名譽毀損などの問題が生ずれば、それはそれで民、刑事責任の問題として処理されるべきことは当然である。

また、法廷におけるメモ作成については、法廷の秩序維持のほか、被告人その他訴訟関係人が個人的に有する正当な利益(人格権とでもいおうか)の保護という観点からも、その当否が考慮されなければならないと思われるが、この点において、通常の平穏なメモ作成は、被告人等に必要以上の苦痛を与えるものでもなく、関係人の利益を不当に侵害するもの

以上のような諸点からして、私は、前記三に掲記したような傍聴規則のメモ作成禁止事項は必要がないと思われ、これを置いた場合においても、その運用はゆるかであつてよいと思ふのである。これまで私の見聞した事例においては、多くの場合、裁判長(または裁判官)あるいは廷吏の制止に従うが、当該傍聴人が任意にメモ作成を中止しているようであり、さほど大きな問題になつていないのであるが、当該傍聴人から制止の理由を問いただされた場合にその者を納得させるだけの説明をすることができようか。いたずらに「法廷の尊厳」を持出すだけでは説明にならないと考える。なお、傍聴人の種別により許したり許さなかつたりする(例えば学生には許すといったような)取扱いをすること

も、合理的とはいえないであろう。法廷における良き慣行といつたものは尊重されるべきであるが、メモをとることの禁止がわが国の法廷で慣行となつていものかどうか、慣行であるとしても尊重されるべき良き慣行といえるかどうか、私にはよくわからない。これを肯定することには多分の疑問があると思われるが、この点は先輩法曹各位の御教示を得たいところである。

田中勇雄判事によれば、法廷におけるスケッチ(法廷の様相や人物画など)については、これを放任する国(フランス、オランダ、スエーデンなど)と禁ずる国(イギリス、デンマークなど)とに分かれているようである。吉岡進判事によれば、シカゴの法廷の傍聴席でメモをとつていたら女性の廷吏から注意を受けたとのことである。各国においても寛厳まちまちというところであろうか。

(5) 私のかつて勤務していた裁判所において、傍聴人規則の文言を改善すべく裁判官が集まつて協議をした際、このメモ作成禁止事項を置くかどうかにつき討議した末、結局この条項を置かないことにしたことがある。

(6) 最高裁判所・在外研究報告第一四号、(7) 判例時報四二二号五頁。

則の適用として当然に許され、裁判所は、これを禁止することはできない。その報道の準備活動も、法廷の秩序を乱さない限り、これを禁ずることはできない。報道関係者だけでなく一般の傍聴人についても同様で、裁判長は、法廷の秩序を乱さないかぎり傍聴人がノートをとることを禁止できない(不正確にノートされるおそれがあるという理由で禁止するのは不当である)。と述べられているが、私も同様を考える。メモ作成は、裁判公開の原則(憲法三七条一項、八二条一項)に必然的に伴うものとはいえないかも知れないが、その原則の趣旨に照らし、それが法廷の秩序を乱すとか裁判に支障を来たすとかの事由がないかぎり、これを自由に認めてならざし支えないのではないかと思われ。

法廷の秩序維持については、刑訴法二八八条二項、裁判所法七一条、法廷等の秩序維持に関する法律等の関係法条があり、また、特定の傍聴人が被告人、証人等の供述に影響を与えるような場合に備えた刑訴規則二〇二条の規定がある。メモ作成についても、その態度、方法、被告人、証人らとの関係等の諸点からして、右各法条の適用をする必要があると認められる場合は、それぞれの処置がとられるべきこと当然であるが、これらの規定の適用をするまでもないような平穏なメモ作成まですべてこれを禁ずべき理由はないと思うのである。テレビや写真撮影、録音などと異なり、メモ作成は、それ自体が直ちに法廷の静肅を乱すものとは考えられない。

メモをとることを許せば審理の内容が誤り伝えられるとか、そのメモが悪用されることかほかよくいわれることであるが、このことは程度の差こそあれ報道機関のするメモ作成(これは異論なく許容されており、その故に本稿でも対象外としたのである)についても同じことが考えられるのであり、また全くのメモなしの傍聴にしてもその傍聴体験が他人に(話や文章で)伝えられる場合、同じように誤られ歪曲されるおそれがあるのである。結局これらの誤報などの問題は、裁判が公開されている以上やむを得ないことからであり、これをもつてメモの全面的禁止の理由とはし得ないと思える。これらの場合に名譽毀損などの問題が生ずれば、それはそれで民、刑事責任の問題として処理されるべきことは当然である。

また、法廷におけるメモ作成については、法廷の秩序維持のほか、被告人その他訴訟関係人が個人的に有する正当な利益(人格権とでもいおうか)の保護という観点からも、その当否が考慮されなければならないと思われるが、この点において、通常の平穏なメモ作成は、被告人等に必要以上の苦痛を与えるものでもなく、関係人の利益を不当に侵害するもの

以上のような諸点からして、私は、前記三に掲記したような傍聴規則のメモ作成禁止事項は必要がないと思われ、これを置いた場合においても、その運用はゆるかであつてよいと思ふのである。これまで私の見聞した事例においては、多くの場合、裁判長(または裁判官)あるいは廷吏の制止に従うが、当該傍聴人が任意にメモ作成を中止しているようであり、さほど大きな問題になつていないのであるが、当該傍聴人から制止の理由を問いただされた場合にその者を納得させるだけの説明をすることができようか。いたずらに「法廷の尊厳」を持出すだけでは説明にならないと考える。なお、傍聴人の種別により許したり許さなかつたりする(例えば学生には許すといったような)取扱いをすること